

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界保健医療データプラットフォーム整備及びデータ活用を通じた産業育成に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界保健医療データプラットフォーム整備及びデータ活用を通じた産業育成に係る情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00997

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月26日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界保健医療データプラットフォーム整備及びデータ活用を通じた産業育成に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月
諸般の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
人間開発部 保健第二グループ
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 5日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 10日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 3月 14日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 3月 31日 12時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/gMMnNfsTdz>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

- (1) 当該分野の開発の現状・課題、JICAの協力方針及び課題別事業戦略における本事業の位置付け

保健医療情報システムは、国民の健康状態や医療サービスの提供状況の把握を通じて、医療資源の効率的な分配や、政策立案のための基礎的データの提供をするなど、保健システム強化のために重要な役割を果たしている。特に、低中所得国においては、保健医療体制の効率化と質の向上を図るための有効な手段として、保健医療情報システムの整備が喫緊の課題とされている。

近年、低中所得国においても、デジタル技術の急速な進展に伴い、保健医療情報システムの整備が進められているものの、多くの国においてその導入と運用に多くの課題が存在する。第一に、各国で情報システムの導入が断片的であり、部門間や地域間での相互運用性が確保されていないことが多く、データの一貫性や信頼性の低下、ひいては政策立案の阻害要因となっている。第二に、技術インフラの未整備や専門人材の不足が、システムの持続可能な運用を困難にしている。特に、医療資源の限られた農村部などでは、インターネットアクセスや電力供給といった基本的インフラが十分でない場合が多い。第三に、個人データの保護に関する法規制が整備されておらず、データのプライバシーやセキュリティに関する懸念が残されている。

こうした課題を背景として、保健医療情報システムの強化を目的とした国際的な取り組みが進められている。世界保健機関（WHO）は、「Health Metrics Network」や「Digital Health Strategy」を通じて、各国の保健医療情報システムの整備を支援している。また、国際機関、二国間ドナー機関や非政府組織

（NGO）は、技術支援や資金提供を通じて各国の情報システム整備を後押ししている。特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックを契機とし

て、迅速かつ正確なデータ収集・分析が政策決定における重要な要素であることが改めて認識され、多くの国において保健医療情報システムの整備が優先的な課題と位置づけられている。

JICAにおいても、保健医療に関するデジタルデータの活用について、複数のプロジェクトにより取り組みを進めてきている。特に近年では、ブータン王国で実施中の「政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」において、デジタル国民IDを駆使し、医療情報、個人健康情報、生活環境情報、遺伝子情報などを組み合わせて活用するための保健医療データ連携プラットフォームを構築し、国民への医療サービスの質の向上やエビデンスに基づいた政策策定能力の強化を目指している。ブータン政府としては、将来的に収集したデータを匿名化・仮名化し、2次利用・3次利用を促進することにより海外企業・研究機関の誘致を図り、もって産業促進を進めるという目標も有しており、保健医療データの複合的な利活用が目指されている。

ブータンにおける取り組みは未だ途上ではあるものの、資源の少ない途上国において、データ利活用を通じた国民の健康の向上のみならず、データ活用を通じた産業振興まで視野に入れた取り組みは持続的開発の観点からも有用であると考えられる。保健医療データの電子化及びそれに伴うシステムの構築についての要望は多くのプロジェクト活動に付随して寄せられており、また保健医療情報のみならず、関連情報についても紐づけが可能な保健医療データ連携プラットフォームの整備へのニーズについても複数国で確認されている。

(2) 他の援助機関の対応

WHOは2019年にデジタルヘルスに関するガイドラインを発表するとともに、その運用のために、政策立案や戦略策定に役立つ「eHealth Strategy Toolkit」²や、関連する活動事例を地図上で検索できる「Digital Health Atlas」³、モニタリング・評価のための「Monitoring and Evaluation of Digital Health」等を開発・公開している。2020年にはデジタルヘルスに関するグローバル戦略を発表し、同戦略の中で保健医療情報・データの価値と役割、データ主導のアプローチの重要性、データの相互運用性と標準化、データセキュリティなどについての方向性を示している。

ノルウェーのオスロ大学は、オープンソースによる保健管理情報システム、DHIS2 (District Health Information System 2) を開発し、NORADの支援も得つ

² [National eHealth Strategy Toolkit](#)

³ [9789241511766-eng.pdf;jsessionid=B7457633E61BAB49A91CF9939267525B \(who.int\)](#)

つ、開発途上国における普及を支援しており、デファクトスタンダードなシステムとなりつつある。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、将来的な JICA の支援も念頭に、保健医療データの複層的な利活用を可能とする保健医療情報システム・保健医療データ連携プラットフォームの構築に関するニーズ及び想定されるインパクトを探ることを目的に、各国政府及び公的機関が運用する保健医療情報システムの現状と課題、保健情報・データ活用における世界の潮流、関連する国際的な枠組みやガイドライン、技術動向、健康向上及び産業振興の好事例などについて幅広く調査し整理する。また、併せて導入の際の課題、留意点、及びその対応に関しても取りまとめる。そして、これらの情報を基に、民間企業による参入なども含めた、持続可能かつ効果的な保健医療情報システム・保健医療データ連携プラットフォームの構築についての JICA による協力可能性及びオファー型案件とする可能性について提言を行うことを目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査に関する機構側の体制について

本調査全体の取り纏めは保健第二グループが担当するが、JICA 人間開発部内に設置されている保健医療分野ナレッジマネジメントネットワーク・デジタルヘルスサブ・ネットワーク及びガバナンス・平和構築部 STI/DX 室等、関連部門と協力しながら、情報収集・確認調査及び提言の作成を行う。また、各国の国全体の協力方針との整合性の確認は地域部の担当課、具体的な現地調査に関する調整については各国の在外事務所が担う。

(2) 調査方針、確認・提言プロセス

本調査では、JICA において現在取り組みが進んでいるブータンでの保健医療データプラットフォーム構築モデルを念頭に、低中所得国において、①医療サービスの質の向上、②エビデンスに基づいた政策決定能力の向上、③データ利活用促進による産業振興の3点を目的とした、保健医療データ連携プラットフォーム（もしくはそのサブシステムである保健医療情報システム等）の構築について、国際的な潮流・取り組みも踏まえ、各国の現状、ニーズ、課題、実現可能性を調

査し、JICAによる協力（オファー型によるものも含む）の可能性について提言する。

調査対象としては、アフリカ、アジア、中南米から10数カ国を選定（対象国の検討も調査事項に含む）し、うち5カ国程度で現地調査、1カ国で実証的検証を行う。

提言にあたっては、ブータンで想定されているような、データ利活用について、データ整備・利活用における医療サービスの質及び効率性の向上、政策策定への貢献及び医療資源の有効活用への想定される効果を検証するとともに、特にデータを利活用した産業振興の具体的な可能性について確認する。また、データ利活用を通じた産業振興に関しては、特に医療、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、AI、保険等の本邦企業・研究機関によるニーズ及び具体的な活用可能性、ニーズ及び当該国における産業化への貢献の可能性について、必要とされるデータ項目及びその組み合わせ、質管理、提供方法等の幅広い視点で検討を行う。また、JICAで関連事業を実施しているもしくは実施の可能性のある国においては、適切なフレームワークを設定したうえで現状・課題・協力可能性を確認する。

第4条 調査の内容

受注者は、JICA 人間開発部内に設置されている保健医療分野ナレッジマネジメントネットワーク・デジタルヘルスサブ・ネットワーク⁴及びSTI/DX室等、関連部門と協力しながら、情報収集及び提言の作成を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 保健医療情報システム・保健医療データプラットフォームに係る現状調査
 - 1) 本分野における国際的な潮流、国際機関による標準化の枠組み、標準的技術（DHIS2等）等に関し、全体像を調査、把握する。
 - 2) 本分野における先進国も含めた好事例及び失敗例、共通する課題等の調査・ベンチマークを行う。

- (2) 保健医療情報システム・保健医療データプラットフォーム導入による効果、課題、留意点の抽出のための調査
 - 1) 保健医療情報システム・保健医療データプラットフォーム導入の必要性、構築の方向性（JICAによる協力可能性含む）を確認する診断フレームワークを作成する。

⁴ JICAの保健協力において課題解決の手段としてデジタルヘルスの活用をより積極的に採用することを目的として2020年1月に設立された。2024年4月時点の所属人数は18名。

フレームワークは、WHO 等による既存のガイドライン・フレームワークも用い、また、以下の項目が含まれることを想定するが、プロポーザルによる提案を基に調査段階で更なる検討を行い完成させる。

① 政策・制度

1. 国家戦略・政策：保健医療分野における国家戦略、デジタルヘルス戦略、IT 導入方針及び情報システムの整備に与える影響
2. 法規制・標準化：個人情報保護法、データ共有規制、技術標準化の取り組みにかかる現行の法制度。特に、国際基準（HL7、FHIR など）への対応状況。
3. 行政機関の役割分担と相互関係：保健省、通信省、地方自治体等、関連機関間の役割分担、調整のメカニズム。

② 既存 IT システム

1. 主要システム：電子カルテ（EMR）、電子健康記録（EHR）、地域医療連携システム、母子保健データベース等、対象国内で稼働中のシステムの構造、機能、データリンケージ、対象範囲。
2. 稼働状況と利用実態：稼働率、ユーザー数、カバレッジ率などの定量的データ。利便性、操作性。
3. 老朽化と更新状況：システムの耐用年数、技術サポートの有無、更新計画の進捗状況。

③ 情報インフラ

1. 通信環境：ブロードバンド普及率、モバイルインターネット利用率、遠隔地における通信状況、地方と都市の格差。
2. ハードウェア：コンピュータ、サーバー、データセンターなどの保有状況、故障率、保守体制。
3. 電力供給の安定性：医療施設における電力インフラの状況、停電時のバックアップ体制（UPS、ジェネレーター）等の対応。

④ 人材のスキルと能力

1. 人材の現状：保健医療情報システムの設計、運用、管理を担う人材の数、配置状況、スキルレベル。データの分析や研究開発への活用が可能な現地組織・企業における人材の有無。
2. 教育・訓練プログラム：保健情報分野の専門教育や職業訓練の内容と普及状況、現場の人材不足を補うための追加トレーニングニーズ。
3. 人材流出の状況：IT 技術者が他分野や国外に流出している場合、その要因と影響。

- 2) JICA が関連事業を実施している国もしくは今後実施が想定される国、及びシステム・プラットフォーム整備に高いニーズがある国を選定する。(以下に記す現地調査候補国を含む 10 カ国程度)

選定した各国について、作成したフレームワークを用いて分析する。

3) 現地調査

現地調査の対象国・調査概要は以下のとおり⁵。

① パラグアイ及びドミニカ共和国

中南米では、米州開発銀行 (IDB) が域内各国において、国を超えて保健医療情報を利用するための情報ハイウェイ構想を立ち上げている。その基盤となる保健医療情報・データシステムの整備体制についての概要等を連携の可能性のあるパラグアイ及びドミニカ共和国で調査する。

② ベトナム

ベトナムにおける保健医療関連情報システムのアーキテクチャについて調査を行い、現在実施中の遠隔医療整備プロジェクトとの関係を整理し、効果的な活用・連携について提言を行う。

また、新たな感染症サーベイランスシステム (肝炎を想定) を開発すると仮定し、関連システム及びそれらとの総合互換性等を含めた情報収集、要件定義案策定、現地ベンダー事情調査等を通じ、新システムの導入にあたり必要な手順、課題、留意点等について取りまとめる。

③ カンボジア

カンボジアでは DHIS2 の導入が検討されており、その活動の一部に JICA 専門家 (別紙「(参考) 派遣する専門家の業務内容」参照) が関与する予定である。現時点では一部ドナーが資金を提供しているのみだが、導入コアチームの組成が進みつつある。

他国の事例を検証し、カンボジアでの DHIS2 導入に必要な事項及び課題の洗い出し (既存システムとの相互運用性の確保、必要な人材育成計画等含む) や、必要となる資金の試算を行い JICA 専門家に提言を行う。

併せて現在実施中の JICA プロジェクトとの関連についても検証し、導入にあたり各プロジェクトが有効に DHIS2 を活用・連携するための要素を洗い出し、導入過程での留意事項を JICA 専門家等に助言を行う。

また、標準的な DHIS2 の導入の手順について、今後 JICA 専門家が関連する活動にかかわる場合に参照可能な形で取りまとめる。

④ ケニア

⁵ プロポーザルでの提案や本体調査での検証により、対象国・調査概要を変更することは可能とする。

ケニアでは、保健行政について地方分権化が進み実質的に重要な役割を持つカウンティレベル（プロジェクトの直接介入としては主にケリチョーカウンティ及びキリニャガカウンティ）に焦点を当て、効果的・効率的な意思決定を行うための保健サービス・財政管理の強化を「カウンティ保健サービス管理におけるアカウンタビリティ強化プロジェクト」を実施しており、同プロジェクトにおいてカウンティ・サブカウンティ保健局の日常業務・情報管理を効率化するためのデジタルツールを開発している。これらが継続的に活用され、また他地域へ展開されるために必要な手順、課題、留意点等について取りまとめる。

- (3) 保健医療情報・データの産業振興に向けた利活用の現状と可能性に係る調査
- 1) 上述の「第4条(2)の2)」で選定した10カ国程度において、産業振興に向けた利活用の可能性がある特徴的かつニーズとなりえるデータがあるか確認する。またそれらの本邦企業・研究機関等での活用可能性や将来の市場規模を検証する。
 - 2) 上記に関し、データの2次利用・3次利用による産業振興にあたり、データ提供体制や仮名化加工のあり方、法整備の必要性、収益モデル、財政的持続性等フィージビリティを検証する。
 - 3) 日本政府及び関連機関が実施している、企業・研究機関が活用し得る支援・連携スキームについて調査するとともに、関連事例があれば確認し整理する。

(4) AI導入による有効性及び持続性についての実証的検証

ケーススタディとして以下の実証的検証を通じ、関連する課題を整理する。実証的検証の実施国は、プロポーザルによる提案を基に調査段階で更なる検討を行い選定する。

保健医療情報システム・保健医療データプラットフォームの運用により診療情報や健康情報等のデータが蓄積されていく中で、AIの活用による、より質の高い保健医療サービスを効率的に提供するためのシステム開発・導入が主に先進国において進みつつある。係る医療AIについて、途上国におけるAI導入による費用対効果・便益等の観点から、その有効性及び持続性について検証する。

検証にあたっては、将来的な無償資金協力をはじめとするJICA事業による導入も視野に入れ、本邦・第三国企業がどのようなAI関連システム（画像診断機器等とのパッケージ製品を含む）を低中所得国に導入できるかを調査したうえ

で、実際に AI 関連機器・システムを試行的に導入し、その効果に基づいた検証を行う。

また、途上国にて得られるデータを活用した医療 AI 開発のニーズを確認し、ニーズがある場合にどのようなデータであれば活用可能なのか、途上国側で産業振興できる、もしくは直接的に収益を上げられる可能性等について、特に本邦 AI 開発企業への調査を通じて可能性を検証する。

(5) 提言

上記調査を通じ得られた情報を基に以下について提言する。

- 1) 保健医療データ連携プラットフォーム構築にかかる国際的及び各国の現状を踏まえた、今後の方向性及びニーズ、JICA 協力の方向性。
- 2) JICA による協力可能性のある国及び各国ごとの協力内容、他開発機関との連携、企業・研究機関による参画可能性。
- 3) オファー型として形成する際の ODA による協力案及び日本政府・関連機関が有するスキームの活用のパッケージ案。

第5条 報告書等

契約期間中の業務に関し、コンサルタント業務従事月報を作成し、毎月監督職員に提出する。

また、契約期間の中間時点で業務進捗報告書に取りまとめ、収集・作成データと共に JICA 人間開発部へ提出する。

本業務完了時には、目次案に沿ってファイナルレポートを作成し、JICA 人間開発部に提出、報告をする。なお、ファイナルレポートを本業務の最終成果品とする。受注者はファイナルレポートの内容、分析結果の記載内容等については、当機構と事前に十分協議・確認する⁶。

報告書名	提出時期	提出形式
業務計画書	契約締結後10営業日以内	電子データ（日本語）
コンサルタント業務従事月報	毎月（前月分を次月5日までに提出）	電子データ（日本語）
現地調査結果報告書（各国）	現地調査終了後3か月以内または2026年2月27日まで	電子データ（日本語）

⁶ 調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。調査工程を工夫し、以下の表に示す想定より早期に業務が完了する事が見込まれる場合は提案すること。

業務進捗報告書	2025年10月末日まで	電子データ（日本語）
ファイナルレポート	2026年2月27日まで	電子データ（日本語、英語） CD-R（日本語、英語まとめて 格納）1部

- ・本業務を通じて収集・作成した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付して JICA 人間開発部に提出する。
- ・ファイナルレポートの仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf) を参照し作成する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

別紙：専門家の業務内容

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、国内・現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、決定する。

第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
- 1-3 調査の目的
- 1-4 調査の実施方針
- 1-5 調査団と調査行程
 - 1-5-1 調査団の構成
 - 1-5-2 調査スケジュール

第2章 保健医療情報システム・保健医療データプラットフォームに係る現状調査・分析結果

- 2-1 本分野に関する国際潮流、国際機関による標準化枠組み等
- 2-2 保健医療情報システム・保健医療データプラットフォーム導入の必要性、構築の方向性の確認のための診断フレームワークの作成
 - 2-2-1 政策・制度
 - 2-2-2 既存 IT システム
 - 2-2-3 情報インフラ
 - 2-2-4 人材のスキルと能力
- 2-3 フレームワークを用いての分析結果（現地調査実施国の調査結果詳細は、別添の各現地調査結果報告書を参照とする。）

第3章 保健医療情報・データの産業振興に向けた利活用の現状と可能性

第4章 実証的検証

- 4-1 実証的検証実施国
- 4-2 実証的検証の概要
- 4-3 途上国における医療 AI 導入の有効性及び持続性
- 4-4 途上国における医療 AI 開発のニーズ
- 4-5 途上国における医療 AI 開発による産業振興の可能性

第5章 提言

- 5-1 今後の方向性及びニーズ、JICA 協力の方向性
- 5-2 JICA による協力可能性のある国及び協力内容、他開発機関との連携、企業・研究機関による参画可能性
- 5-3 ODA による協力案及び日本政府・関連機関が有するスキームの活用案

(参考) 派遣する専門家の業務内容

<派遣国> カンボジア

<指導科目> 保健政策アドバイザー

<派遣の目的>

2030年のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向け、保健省に対する政策的/技術的助言/支援を通じて保健システム強化およびヘルスセキュリティ強化に貢献する。

<活動内容>

1. 保健セクターの関連情報の収集・分析
 - 1-1. 保健セクターの主要政策文書および我が国を含めた開発パートナーの保健セクターへの協力状況の関連情報を収集/整理する。
 - 1-2. 政策会議、ワークショップ、ドナー会合等に参加し、開発パートナー間の役割分担や活動重複について整理を行い、課題の抽出を行う。
 - 1-3. 医療保障制度の拡充、疾病構造の変化や高度医療を含めた必要な医療水準等に関する動向把握や情報収集を行う。
2. 保健省に対する政策助言
 - 2-1. 保健システムおよびヘルスセキュリティ強化に関連する会議、ワークショップ等に参加し、政策的/技術的知見の共有/助言を行う。
 - 2-2. 第4次保健戦略計画2023-2033の中間レビューを補佐する。
 - 2-3. 保健セクター改革（地方分権化、病院運営改革等）の進展状況および課題を取り纏める。
3. JICA事業の実施・形成支援
 - 3-1. 実施準備中の事業実施に向けた調整/連絡を行う。
 - 3-2. 「非感染性疾患対策プロジェクト」「保健人材継続教育制度強化プロジェクト」等、実施中のJICA事業を必要に応じて助言・支援する。
4. ドナー協調
 - 4-1. 実施中のJICA事業と他開発パートナーが実施する事業との間の情報共有を行った上で、連携の可能性を検討する。
 - 4-2. 連携可能な場合には、関係者との調整・連携を促進する。

<期待される効果>

- ①UHC達成に向けて必要となる保健セクターの関連情報に関して、技術的・政策的知見が保健省に提供される。

- ②保健システム強化およびヘルスセキュリティの強化に関連する政策/戦略/計画のレビューと策定が促進される。
- ③疾病構造変化への対応、高度医療を含めた医療水準の変化及び医療保障の拡充といった課題に関する今後の JICA 事業の実施に向けた体制構築が促進される。
- ④他開発パートナーが実施する事業の情報共有および連携が促進される。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査対象国（10数カ国程度）の選定方法	第4条 調査の内容 (2)の2)
2	現地調査の実施方針（特記仕様書案第4条(2)の3)に記載する想定国以外を提案する場合は、選定理由についても述べること）	第4条 調査の内容 (2)の3)
3	本邦企業・研究機関等での保健医療情報・データの活用可能性や将来市場規模の検証方針	第4条 調査の内容 (3)
4	実証的検証の実施方法（実施体制、実施国の選定方法、目的、試行的導入するAI・システム概要、対象者、検証期間等含む）	第4条 調査の内容 (4)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：デジタルヘルス、保健情報システム、データヘルスに係る業務及びこれらデータ利活用による産業振興に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

▶ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域： 全途上国
- ② 語学能力： 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年5月下旬～2026年2月末にかけて実施を予定。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約13.50人月

業務従事者構成の検討に当たっては、デジタルヘルス、保健情報システム、データヘルス/産業振興の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）または日本国内法人への再委託も認めます。

- AI導入による有効性及び持続性についての実証的検証

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし

2) 公開資料

- ブータン「政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」

<https://www.jica.go.jp/oda/project/202108686/index.html>

- ベトナム「遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202107509_1_s.pdf
- ベトナム「ウイルス性肝炎予防対策強化プロジェクト」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202311900_1_s.pdf
- カンボジア「保健人材継続教育制度強化プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/2004000/index.html>
- カンボジア「非感染性疾患対策プロジェクト」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202108062_1_s.pdf
- ケニア「カウンティ保健サービス管理におけるアカウンタビリティ強化プロジェクト」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_201904214_1_s.pdf
- JICA-SAMACH Website (The Online Tools for County Health Management in Kenya)
<https://sites.google.com/view/jica-samach/home?authuser=0>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

現地調査対象候補国であるケニアにおいては英語でのコミュニケーションが可能ですが、その他候補国においてはスペイン語、ベトナム語、クメール語でのコミュニケーションとなります。

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。本業務で行う現地調査は、調査実施国によって行動制約が規定されている場合がある。現地の治安状況については、調査実施国の JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案

の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 70,088,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（15,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	AI 導入による有効性及	第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容	15,000,000円	検証業務一式	一般業務費 または

	び持続性についての検証業務	(4)AI 導入による有効性及び持続性についての実証的検証			現地／国内再委託
--	---------------	-------------------------------	--	--	----------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)